

令和5年度

# いじめ防止基本方針

さいたま市立片柳小学校

# さいたま市立片柳小学校いじめ防止基本方針

## I はじめに

「いじめは、どの学校でも、どの学級でも、どの児童にも起こり得る」という基本認識の下、全児童が、明るく楽しい学校生活をおくることができるよう、いじめが起きない学校をつくるため、いじめを許さない集団をつくるため、「さいたま市立片柳小学校いじめ防止基本方針」を策定する。

本校では特に「他人の心にケガを負わせる行為は『いじめ』である」との考えのもと、「直接の『いじめ』の加害者」だけでなく、「いじめ」を認めたのと同じことになる「『いじめ』を見ていて何もしない者」、そして「いじめ」を増長させることにつながる、「『いじめ』に気付かない無関心の者」への指導も徹底し、いじめの「早期発見」「撲滅」と「防止」にあたる。

## II 本校のいじめの問題に対する基本姿勢

- 1 いじめは絶対に許さない、見過ごさないという校風を醸成する。そのために、児童一人ひとりの自己存在感を高め、自己決定の場を与え、共感的な人間関係を育む教育活動を推進する。
- 2 道徳教育、特別支援教育、国際教育、人権教育等をはじめとし、学校の教育活動全体を通じて、児童への指導を組織的に行う。
- 3 いじめの早期発見のために、実効的な取組を行う。
- 4 学校の教職員がいじめを発見し、または相談を受けた場合は、特定の教職員がその情報を抱え込まず、速やかに学校いじめ対策委員会にいじめが発生したことを報告し、学校が一丸となった組織的な対応につなげられるようにする。
- 5 いじめの早期解決に向けて、いじめられる児童の安全を確保し、特にいじめる児童に対しては、成長支援の観点に立って毅然とした態度で指導する。児童が抱える問題の解決にあたって、心理や福祉の専門性を生かした支援や、関係・専門機関との連携を図る。
- 6 いじめの問題について、学校と家庭・地域が連携・協力する。

## III いじめの定義（「いじめ防止対策推進法」第2条）

いじめとは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。また、「けんかやふざけ合い」であっても見えないところで被害が発生している場合があるので、背景にある事情を確認し、児童の感じる被害性を踏まえて、いじめに該当するか否かを適正に判断する。

また、いじめは単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。「いじめが解消している状態」とは、少なくとも次の要件が満たされていることが必要である。

- 1 いじめに係わる行為が止んでいること  
被害児童に対する心理的または物理的な影響を与える行為（インターネット等を通じて行われるものを含む）が、止んでいる状態が相当の期間（少なくとも3か月）継続していること。
- 2 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと  
被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないことが、被害児童本人及びその保護者に対する面談等により認められること。

## IV 組織

特定の教職員がいじめについての情報や問題を抱え込まず、学校が組織的かつ実効的に取り組むための中核となる役割を担う、「片柳小学校いじめ対策委員会」を設置する。

「片柳小学校いじめ対策委員会」（「いじめ防止対策推進法」第22条）

- ・ 構成員＝ 校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、教育相談主任、学年主任、特別支援コーディネーター、養護教諭、さわやか相談員、学校運営協議会委員。  
必要に応じて、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、医師（医師会との相談）、弁護士（弁護士会との相談）、警察官経験者（警察署との相談）等、構成員以外の関係者を招集する。
- ・ 開催＝ ア 校内における定例会～年2回  
片柳中・片柳小学校運営協議会に含めた定例会～年1回  
イ 校内委員会「やなぎっ子委員会」～月1回  
ウ 臨時会～必要に応じてメンバーを招集する

- ・ 内 容＝ 1 未然防止
    - いじめの未然防止のため、児童や保護者・地域に対する情報発信と意識啓発その他、いじめを許さない環境づくり。
  - 2 早期発見・事案への対処。
    - いじめの早期発見・事案への対処のために個別面談や相談の受け入れの窓口となる。また、片柳小学校いじめアンケート調査の実施及びその集約。
    - いじめが疑われる行為や児童間の人間関係に関する悩み等も情報があった時の緊急会議等による情報の収集、記録と共有。いじめであるか否かの判断と、その内容に応じた体制・対応方針の確認と未届け。
    - いじめ事案が発生した場合の情報の収集、記録と共有、その内容に応じた体制（構成員の決定を含む）・対応方針の確認と見届け。また、特に保護者との留意しながらの連携・対応。
  - 3 「片柳小学校いじめ防止基本方針」に基づいた各種取組
    - 「片柳小学校いじめ防止学校基本方針」に基づく取組の実施、具体的な年間計画の作成、取組の進捗状況の確認。
    - 「片柳小学校いじめ防止基本方針」が本校の実情に即して機能しているかどうかの定期的検証と修正。（P D C Aサイクルの実行）
    - 教職員の共通理解と意識啓発のための研修
- ※ 「重大事態への対応」はⅧで述べる。

児童がいじめの問題について考え、いじめを許さない集団やいじめが起きない学校を作ろうとする意識を高めていじめを未然に防止するため「やなぎっ子いじめ防止委員会」を組織する。

- ・ 構成員＝ 員 児童会長、児童副会長、児童会書記、代表委員。
- ・ 開 催＝ ア 6月のいじめ撲滅強化月間に合わせて実施  
イ 「さいたま市こども会議」に合わせて実施  
ウ 臨時会～必要に応じてメンバーを招集する
- ・ 内 容＝ ア いじめ撲滅に向けた話し合いを主体的に行う。  
イ 話し合いの結果を学校に提言する。  
ウ 提言した取組を推進する。

## V いじめの未然防止

### 1 道徳教育の充実

- (1) 教育活動全体を通して
  - 「いじめをしない、許さない」資質をはぐくむために、あらゆる教育活動の場面において、道徳教育に資する学習の充実に努め、道徳主任を中心に、全教師の協力体制を整える。
  - 道徳の内容項目と関連付け、重点化を図り、時期と内容を明確にした全体計画を作成する。
- (2) 「特別の教科 道徳」の時間を通して
  - 「いじめ撲滅月間」(6月)に、「2 主として他の人とのかかわりに関すること」の内容項目を取り上げて指導する。

### 2 「いじめ撲滅強化月間」の取組を通して

- ◎ 実施要項に基づき、各学校や児童生徒の実態に応じて、以下の内容について取り組む。
  - 児童啓発ポスターを活用した、いじめ撲滅に向けた学級スローガンづくり
  - 児童会による、いじめ撲滅を目指したキャンペーンの展開
  - 校長等による講話
  - 「いじめ防止指導事例集」等を活用した、いじめの未然防止に向けた学級担任による指導。
  - 学校だよりやP T A広報誌による家庭や地域への広報活動

### 3 「人間関係プログラム」を通して

- (1) 「人間関係プログラム」の授業を通して
  - 「相手のことを考えたよりよい話の聞き方・伝え方」について体験的な活動を行うことにより、人と関わる際に必要となる力の定着を図り、いじめの未然防止に取り組む。
- (2) 直接体験の場や機会を通して

- 教育活動全体を通して、意図的・計画的に「人間関係プログラム」の授業で学んだ力を活用する直接体験の場や機会をつくり、定着を図ることで、いじめのない集団づくりに努める。
- (3) 「人間関係プログラム」に係る調査結果を生かして
  - 各学級担任が、学級の雰囲気や学んだ力の定着度を的確に把握し、あたたかな雰囲気を醸成するとともに、いじめのない集団づくりに努める。

#### 4 「いのちの支え合い」を学ぶ授業を通して

- ◎ 児童が相談することの大切さを理解し、相談のスキル、悩みやストレスへの対処法などを身に付ける。特に、いじめは、いじめられていても本人がそれを否定する場面が多々あることを踏まえ、友達の代わりに自分が信頼できる大人に相談することができるようにする。
  - 他教科等との関連や児童の実態に応じて、2学期末までに全学年で実施する。
  - 5年生：(養護教諭との T,T)
  - 6年生：(さわやか相談員との T,T)

#### 5 メディアリテラシー教育を通して

- (1) 「スマホ・タブレット安全教室」の実施
  - 児童の情報活用能力の向上を図り、安全に正しくインターネットやスマートフォンを使うことができる力を身に付けさせ、いじめ未然防止に努める。
  - 「スマホ・タブレット安全教室」の実施 5年生：7月

#### 6 保護者との連携を通して

- (1) いじめは絶対に許されないことであるということについて、学校と連携して指導する。
- (2) 子どもとコミュニケーションを図り、子どもの小さなサインを見逃さないように努める。
- (3) 子どもの基本的な生活習慣を身に付けさせ、心の安定を図る。

### VI いじめの早期発見（アセスメント・状況把握）

#### 1 日頃の児童生徒の観察

- ◎ 早期発見のポイント
  - ・ 児童生徒のささいな変化に気付くこと。
  - ・ 気付いた情報を共有すること。
  - ・ 情報に基づき、速やかに対応すること。
  - ・ 3日連続して児童生徒が欠席した場合は、速やかに調査に着手すること。
- (1) 健康観察＝一人ひとりの表情を確認しながらの呼名による朝の健康観察の徹底
- (2) 授業中＝姿勢、表情、視線、忘れ物、教科書・ノートの落書き、隣と机が離れている 等
- (3) 休み時間＝ひとりぼっち、「遊び」と称してからかいの様子が見られる 等
- (4) 給食＝班から机を離して食べる、食欲がない、極端な盛付け、当番を押し付けられる 等
- (5) 登下校時＝ひとりぼっち、荷物を持たされる 等

#### 2 「心と生活のアンケート」の実施及びアンケート結果に応じた面談の実施

- (1) アンケートの実施＝4月・9月・1月（年3回）、他に必要に応じて実施する。
- (2) アンケートの結果＝ブロック学年・学校全体で情報共有する。
- (3) アンケート結果の活用＝ アンケート結果に応じて、児童と面談を行う。  
面談を行った児童については記録をとり、保存する。  
面談の結果を、学年・学校全体で情報共有する。

#### 3 毎月の「いじめに係る状況調査」の報告

- (1) 校内独自の簡易アンケートを毎月末に実施（4月と8月は除く）して、毎月の「いじめに係る状況調査」に反映させる。※4月は心と生活のアンケートと同時期の実施になるため
- (2) いじめを認知したときは、「いじめに係る対応の手引き」に基づき対応する。

#### 4 教育相談日の実施

- (1) 年10回、教育相談日を設定する。
- (2) 保護者が相談できる体制づくりに努める。
  - ① 教育相談ポストの活用

## ② さわやか相談員・スクールカウンセラーとの連携の充実

### 5 保護者アンケートの実施

- ◎ 学校評価に合わせて実施 11～12月（年1回実施）

### 6 地域からの情報収集

- ◎ 民生委員・主任児童委員・防犯ボランティア・学校運営協議会委員（片柳中・片柳小学校運営協議会）等で情報交換を行う。

## Ⅶ いじめの対応

学校の特定の教職員が、いじめやいじめの疑いがあるような行為を発見したり情報を把握したりしたときに、その情報を抱え込み、学校のいじめ対策組織に報告を行わないことは、「いじめ防止対策推進法 第23条第1項」違反となり得る。学校の教職員はいじめを発見し、または相談を受けた場合に、速やかに学校のいじめ対策組織に対し、そのいじめに関係する情報を報告し、「児童生徒の心のサポート 手引き いじめに係る対応」に基づいた、学校での組織的な対応を行えるよう体制を整備する。

- ◎ 校長は、情報を集約し、組織的な対応の全体指揮を行う。構成員を招集し、いじめ対策委員会を開催する。
- ◎ 教頭は、全教職員からの情報の収集と情報の共有化を図る。
- ◎ 教務担当者は、情報収集に心がけるとともに正確な情報を把握する
- ◎ 担任は、事実の確認のため、情報収集を行う。3日間欠席が続いていた場合も、家庭への連絡や訪問等により、迅速に情報収集をする。学年主任、教育相談主任、生徒指導主任に報告する。
- ◎ 生徒指導主任は、事実を確認・記録し、担任とともに管理職に報告する。
- ◎ 教育相談主任は、配慮が必要な児童の場合、事実の確認に立ち会ったり、今後の対応について支援や助言をしたりする。また、さわやか相談員やスクールカウンセラーと連携し、担任の情報収集の整理や共有化を支援・補佐する。
- ◎ 特別支援教育コーディネーターは、問題の背景に障害が要因として考えられないか、情報収集を行う。
- ◎ 養護教諭は、児童の身体の安全の確保や心の安定に配慮し、支援する。
- ◎ さわやか相談員は、児童の心に寄り添い、教職員と連携して支援を行う。
- ◎ スクールカウンセラーは、専門的な立場から、アセスメントに基づく支援の指導助言や、児童へのカウンセリング等を行う。
- ◎ 保護者は、家庭において、子どもの様子をしっかりと把握し、異変を感じたときは、直ちに学校と連携する。
- ◎ 地域は、いじめを発見し、又はいじめの疑いを認めた場合には、学校等に連絡又は情報の提供を行う。

## Ⅷ 重大事態への対応（「いじめ防止対策推進法」第28条）

生命・心身に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は「いじめ防止対策推進法」、「いじめの防止等のための基本的な方針」（平成29年3月改定、文部科学大臣決定）、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（平成29年3月、文部科学省）、「さいたま市いじめ防止対策推進条例」、「さいたま市いじめ防止基本方針」及び、「いじめに係る対応の手引き」等に基づいた対応を確実にを行う。

### ◎ 重大事態について

- 「生命・心身に重大な被害が生じた疑い」
  - ・ 児童生徒が自殺を企図した場合
  - ・ 身体に重大な傷害を負った場合
  - ・ 金品等に重大な被害を被った場合
  - ・ 精神性の疾患を発症した場合 等
- 「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合」
  - ・ 「不登校重大事態」の定義では欠席日数が年間30日であることを目安としている。本校では、迅速な調査着手と具体的な対応のため、年間15日から同様に対応していく。
- 児童または保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、学

校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、次の対処を行う。

- ・ いじめ対策委員会で、いじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有を行う。
- ・ 校長は、いじめの事実の確認を行い、結果を教育委員会に報告する。

※ 学校の設置者（教育委員会）が、重大事態の調査の主体を判断する。

＜学校を調査主体とした場合＞

- 1 学校は、直ちに教育委員会に報告する。
- 2 学校は、教育委員会の指導・支援の下に、重大事態の調査組織（いじめ対策委員会を母体とした）を設置する。
- 3 学校は、いじめ対策委員会で、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- 4 学校は、いじめを受けた児童（生徒）及びその保護者に対して、情報を適切に提供する。
- 5 学校は、調査結果を教育委員会に報告する。
- 6 学校は、調査結果を踏まえた必要な措置を行う。

＜教育委員会が調査主体となる場合＞

- 1 学校は、教育委員会の指示の下、資料の提出など、調査に協力する。
- 2 学校は、調査結果を踏まえた必要な措置を行う。

## IX 研 修

### 1 職員会議

- (1) 学校いじめ防止基本方針の周知徹底。
- (2) 取組評価アンケートの実施、結果の検証。

### 2 校内研修

- (1) 「わかる授業を進めること」
  - 授業規律の確立＝チャイム着席、話を聞く態度、返事をする、勝手な離席をしない 等。
  - 教師の授業力のアップ＝児童一人ひとりに学ぶ楽しさを味わわせ、確かな学力をはぐくむ。  
基礎・基本の時間や読書タイム、学級の時間の活用。
- (2) 生徒指導・教育相談に係る研修
  - 児童理解研修＝8月の生徒指導・教育相談研修と、3月の卒業認定・進級査定会議の時に実施。
- (3) 「特別の教科 道徳」に関する研修
  - 学期ごとの重点項目の設定
  - 適切な教材の選定
  - 教師の授業力アップ＝児童の活動を中心にした授業の展開
- (4) 情報モラル研修
  - ネットいじめに関する研修を含む。
- (5) その他
  - 現状に即した研修、臨時の研修 等。

## X PDCAサイクル

より実効性の高いいじめの防止等の取組を実施するため、学校基本方針が、学校の実情に即して機能しているかを、いじめ対策委員会を中心に点検し、必要に応じて見直す、というPDCAサイクルを確保する。

- (1) 検証を行う時期：毎学期末。
- (2) 「片柳小学校いじめ防止基本方針」が本校の実情に即して機能しているかどうかの検証と修正。  
「片柳小学校いじめ対策委員会」を中心に、「取組評価アンケート」の実施、「第3回片柳中・片柳小学校運営協議会」への報告と意見聴取。  
現状に即した校内研修等の実施。